

平成24年(ワ)第213号損害賠償請求事件

平成25年(ワ)第131号損害賠償請求事件

原告 各訴状添付当事者目録記載のとおり

被告 東京電力株式会社

準備書面(4)

(原告ら準備書面(11)に対する反論)

平成26年4月16日

福島地方裁判所いわき支部訴訟係(合議1係)御中

被告訴訟代理人

弁護士 田 中 清



同 若 林 諒



同 青 木 丈 介



同 土 屋 賢 司



同 小 谷 健 太 郎



被告は、原告ら準備書面(11)に対し、次のとおり反論する。なお、略称等については、本書面において新たに用いるものの他は従前のとおりとする。

1 結論

原告らの申立てにかかる検証には、必要性が認められないので、却下されるべきである。

2 理由

(1) 検証に必要性が認められない理由は、被告平成25年11月20日付け「検証申立てへの意見書」で述べたとおりである。

(2) 現時点における検証が相当でない理由は、裁判所作成の平成26年3月3日付け「ご連絡」と題する書面記載のとおりであり、原告ら準備書面(11)記載の内容では、必ずしもこれが明確になったとはいえない。

原告らの請求は、「コミュニティ喪失に基づく損害」ないし「平穏生活権」及び「人格発達権」並びに「地域コミュニティ」等の言葉のもとに、財物損害の中に慰謝料的要素を含めようとするものであり、原告らが本件事故による損害賠償として「精神的損害」も求めている以上、財物損害の中に慰謝料的要素を含めることは、損害を二重に評価することになりかねない。

上記のこととは、被告準備書面(3)でも述べたとおりであり、判例は、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」と判示しており(最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁)、ここに慰謝料的要素を含ませていないのである。

そのため、財物損害の中に慰謝料的要素を含めようとする原告らの主張

は、受け容れる要素がなく、また、検証申立てに関しても、同様の理由から認められるべきものではなく、強く反対せざるを得ない。

- (3) なお、原告らにおいて、申立てにかかる検証場所等の写真・ビデオを提出することは可能であり、その上で、なお検証の必要性があるか否かを検討すべきである。

以 上